飯田市議会議長 熊谷 泰人 様

産業建設委員長 福澤 克憲

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、地方自治法第 109 条第 8 項並びに飯田市議会会議規則第 98 条第 1 項及び第 104 条の規定により、行政執行の監視機能の充実と政策提言等を目指し、下記の事項について調査することを決定しましたので申し出ます。

記

1 調査事項

地域内経済の循環について

2 理由

市民、団体及び事業者等との意見交換、参考人招致その他の調査研究活動を行い、委員間の討議及び協議の深化を図りながら、閉会中になお継続調査を行う必要があるため。

令和5年9月20日

飯田市議会議長 熊谷 泰人 様

産業建設委員長 福澤 克憲

所管事務調査通知書

本委員会は、地方自治法第 109 条第 2 項及び飯田市議会会議規則第 98 条第 1 項の規定により、行政執行の監視機能の充実と政策提言等を目指し、下記の事項について調査することを決定しましたので通知します。

記

1 調査事項

地域内経済の循環について

2 調查目的

人口減少に対応する持続可能な地域社会を実現していくためには、環境への負荷を考え、 自然と人間との共生を確保していくこと、地域内の経済を豊かにする「生産・販売」「分配」 「支出」という3つの要素を好循環させていくことが、大変重要なポイントとなる。

そこで、当委員会の所管する産業経済の振興を基本としつつ、環境文化都市を掲げる飯田市として地域資源の活用を視野に入れながら「地域内経済の循環」を所管事務調査のテーマとし、農業、林業、商業、工業、観光等、さまざまな分野を学びながら、委員会として調査研究活動を行う。

3 調査方法及び報告

管内視察及び管外視察を通した視点や、必要に応じて市民、団体及び事業者等との意見交換を実施し、委員間の討議及び協議の深化を図る。

調査が終了次第、「所管事務調査報告書」を議長へ提出し、全議員で共有する。

4 期間

令和5年9月26日から調査終了まで